

第9回岩手県分権推進会議に寄せて

(上智大学 北村 喜宣)

市町村の水平補完

- 1 第二期地方分権改革のなかで、地域主権推進一括法に先立って、地方自治法が改正される。その内容を踏まえた対応を検討すべき。
- 2 市町村の水平補完については、今国会で地方自治法が改正されて、「内部組織・行政機関等の共同設置」が制度化されることに注目すべきであろう。監査委員事務局の共同設置も可能になる。また、行政不服審査法が廃案となった法案どおりに復活するかどうかは未定であるが、例えそうはならなかったとしても、行政側の負担が増えることは想定されるのであり、その場合に、この制度をいかに活用できるかについては、シミュレーションをしておく必要がある。
- 3 条例の制定改廃の県知事への報告については廃止される。その意味を受けとめ、県民・市町村民の福祉向上の観点から、県が市町村条例の制定改廃の状況を知りたいと思うのであれば、法律に基づく一方的義務づけではなく、一種の契約によって（場合によっては県が費用負担をして）情報を県が入手することも検討すべきであろう。

分権推進のための課題解決の工程表

- 1 地方分権改革推進計画の限界を認識すべきである。義務付け・枠付けの見直しも、「廃止」はいいとしても、「条例制定権限の明記」については、その範囲に条例制定が限定されるという意味で、逆締め付けになっている。今回手付かずになった法定受託事務についてはどのように考えるのか。岩手県として、中央政府のポリシーである明文主義・創設主義を前提とするのかどうか、基本的立場をこの時点で確認すべきである。

共同処理WG報告

- 1 事務の共同処理を進める過程で、当該事務処理に関する法治主義の徹底をも目標にしてみてもどうか。それぞれの市町村で事務を処理している場合には、従来からの慣行が所与とされ、場合によっては違法な事務処理がされている可能性もある。共同処理は、それを見直し、根拠法のもとで適法な事務処理を実現することができる絶好の機会ととらえることができる。
- 2 一方、市町村毎の処理の場合、それぞれの自治体の地域特性に応じた対応が法律の範囲内でされていたとすれば、共同処理はそうした「よき多様性」を無視して画一的な事務処理をしてしまうおそれもある。これをどう考えるか。